

学振助企第35号
令和元年7月1日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進

(印影印刷)

令和元年度科学研究費助成事業－科研費－（国際共同研究加速基金
（国際共同研究強化（A）））の公募について（通知）

このことについて、「令和元年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）））」（以下「公募要領」という。）により公募します。ついては、貴職より関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「V 研究機関の方へ」の内容に従い、応募手続等必要な事務手続を行ってください。

なお、令和元年度公募においては、種目の趣旨を踏まえ研究計画調書の構成を見直すなどの変更を行っていますので、公募要領を十分確認してください。

また、下記の点についても御留意ください。

記

- ・公募要領は、次のホームページからダウンロードしてください。
日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
URL:<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- ・今回の公募要領等における前年度からの主な変更点等について別紙1のとおりまとめましたので、貴職より関係者に周知してください。

以上

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課

電話 03-3263-4927

E-mail kksi-kaken@jsps.go.jp

＜令和元年度（2019年度）公募における主な変更点等＞

- (1) 研究計画調書の様式について、国際共同研究強化（A）の趣旨を踏まえて構成を見直すとともに、「研究代表者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更する等、様式の見直しを行いました。（16頁参照）
研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分に確認してください。
- (2) 「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の書面審査における評価基準等」（以下、「評価基準」という。）について、研究経費と研究計画の整合性に係る要素を明確にするなど、評価要素の構成等の見直しを行う予定です。評価基準は7月下旬頃に日本学術振興会ホームページにおいて公開する予定です。
(参考) 日本学術振興会ホームページ
URL: https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/index.html#shinsa
- (3) 国際共同研究強化（A）の対象となる経費について、種目の趣旨を踏まえた経費計上とすることを留意事項として明記しました。（20頁参照）
- (4) 審査の際に審査委員が、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照することとしました。（22頁参照）
- (5) 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであるため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを明記しました。（7頁参照）
- (6) 研究者が遵守すべき行動規範について明記するとともに、研究代表者が、研究遂行上配慮すべき事項について内容を理解し確認する必要があることを明記しました。（9頁、22頁、27頁参照）
- (7) 近年の科研費の応募件数の増加に関して、科研費制度の趣旨、目的の研究機関内での改めでの共有について、研究機関の留意事項として明記しました。（24頁参照）

科研費は、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援するものです。

応募研究課題の審査に当たっては、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、毎年7,000名以上の研究者の協力により支えられています（（参考1）審査等「1 科研費の審査について」参照）。

科研費の審査においては、平成30年度助成から新たな審査方式を導入するなどの改善を図る一方で、近年、科研費のニーズの高まりを受けて応募件数が10万件を超えており、応募件数の増加に伴って、審査委員として御協力いただいている研究者の審査負担も増加しています。今後、仮に審査負担が更に増加して研究者への負担が過度になると、研究者の教育研究への影響や審査の質の低下も懸念されます。また、応募件数の増加については、昨今、一部研究機関において、科研費への応募を組織の目標としていることもその一因になっていると考えられます。本来、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化するようなことは望ましくありません。

各研究機関におかれては、科研費制度の趣旨、目的を研究機関内で改めて共有してください。